

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	百歳以上高齢者の所在確認について
----	------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第11条第5項（緊急の理由による目的外利用）

（担当部課： 福祉部 高齢者サービス課 いきがい係）

事業の概要

事業名	百歳以上高齢者の所在確認について
担当課	高齢者サービス課
目的	百歳以上の高齢者の安否確認を行う。
対象者	区内に住所を有する百歳以上の者 136名（平成23年3月31日までに百歳に到達する者を含む）
事業内容	<p>高齢者訪問事業の高齢者訪問対象者リストを基に百歳以上の高齢者について、介護保険の給付記録、高齢者相談記録及び後期高齢者医療保険の給付記録から安否確認を行った。</p> <p>8月3日 介護保険課に給付記録の有無について確認依頼 136件</p> <p style="padding-left: 40px;">介護保険課より回答 給付の有無の確認</p> <p style="padding-left: 80px;">有・・・ 113件</p> <p style="padding-left: 80px;">無・・・ 23件</p> <p style="padding-left: 40px;">高齢者サービス課の相談記録（福祉情報）の有無について確認 23件</p> <p style="padding-left: 80px;">有・・・ 7件</p> <p style="padding-left: 80px;">無・・・ 16件</p> <p style="padding-left: 40px;">後期高齢医療課に給付記録の有無について確認依頼 16件</p> <p style="padding-left: 80px;">有・・・ 16件</p> <p style="padding-left: 80px;">無・・・ 0件</p> <p>8月4日 百歳以上高齢者の所在 136件確認</p>

件名 百歳以上高齢者の所在確認のための高齢者訪問対象者情報の目的外利用
について

保有元		利用先	
保有課	高齢者サービス課	利用課	高齢者サービス課
登録業務の名称	高齢者訪問	登録業務の名称	百歳以上高齢者の所在確認に関する業務
登録業務の目的	老人週間の記念行事の1つとして、百歳以上の高齢者を訪問し長寿を祝う	登録業務の目的	百歳以上高齢者の安否確認
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電磁的媒体	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	平成22年7月29日、8月2日と、23区内で百歳以上の高齢者の所在不明が相次いでいた問題を受け、区として緊急に百歳以上高齢者の安否確認をする必要があった。		
目的外利用を行う情報 項目	高齢者訪問の高齢者訪問対象者リスト(氏名、性別、生年月日、住所、住民番号)		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成22年8月3日		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	本審議会報告後、本人通知を行う。		

件名 百歳以上高齢者の所在確認のための介護保険サービスの給付情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	介護保険課	利用課	高齢者サービス課
登録業務の名称	介護給付サービスに関する業務	登録業務の名称	百歳以上高齢者の所在確認に関する業務
登録業務の目的	介護給付サービス	登録業務の目的	百歳以上高齢者の安否確認
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	介護保険システム	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	平成22年7月29日、8月2日と、23区内で百歳以上の高齢者の所在不明が相次いでいた問題を受け、区として緊急に百歳以上高齢者の安否確認をする必要があった。		
目的外利用を行う情報 項目	直近の介護保険サービスの給付の有無		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成22年8月3日		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	本審議会報告後、本人通知を行う。		

件名 百歳以上高齢者の所在確認のための高齢者相談記録の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	高齢者サービス課	利用課	高齢者サービス課
登録業務の名称	地域包括支援センター設置に伴う相談及び申請受付	登録業務の名称	百歳以上高齢者の所在確認に関する業務
登録業務の目的	区内在住の高齢者を中心に、心身の健康保持及び生活の安定を目的として相談に応じ、社会資源の活用を含めた福祉の増進を図る	登録業務の目的	百歳以上高齢者の安否確認
登録業務に係る個人情報の記録媒体	窓口相談支援システム	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	平成22年7月29日、8月2日と、23区内で百歳以上の高齢者の所在不明が相次いでいた問題を受け、区として緊急に百歳以上高齢者の安否確認をする必要があった。		
目的外利用を行う情報項目	高齢者相談記録の有無		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成22年8月3日		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	本審議会報告後、本人通知を行う。		

件名 百歳以上高齢者の所在確認のための後期高齢者医療の給付情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	高齢者医療担当課	利用課	高齢者サービス課
登録業務の名称	後期高齢者医療制度に係る運営	登録業務の名称	百歳以上高齢者の所在確認に関する業務
登録業務の目的	後期高齢者医療に係る運営	登録業務の目的	百歳以上の高齢者の安否確認
登録業務に係る個人情報の記録媒体	後期高齢者医療システム	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	平成22年7月29日、8月2日と、23区内で百歳以上の高齢者の所在不明が相次いでいた問題を受け、区として緊急に百歳以上高齢者の安否確認をする必要があった。		
目的外利用を行う情報項目	直近の後期高齢者医療の給付の有無		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成22年8月3日		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	本審議会報告後、本人通知を行う。		